

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

羽曳野市

公表日

令和4年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、対象者把握や予防接種結果管理等の事務を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第1の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 番号法別表第2の第16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第12条の2 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 番号法別表第2の16の2, 17, 18, 19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 別表第二省令 第12条の2, 12条の3, 13条・13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険健康室健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市総務部総務課 072-958-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-0857 大阪府羽曳野市誉田4丁目2番3号 羽曳野市保健福祉部保険健康室健康増進課 072-956-1000

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐] 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 川浦幸次	健康増進課長 松本晃尚	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年11月17日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年11月17日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 番号法別表第2の16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第12の2条 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 番号法別表第2の16の2, 17, 18, 19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第12の2、12の3、13、13の2条	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 松本晃尚	健康増進課長 中村幸子	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	IVリスク対策		IVリスク対策	事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 番号法別表第2の第16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第12条の2 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 番号法別表第2の16の2, 17, 18, 19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 別表第二省令 第12条の2, 12条の3, 13条・13条の2	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 番号法別表第2の第16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第12条の2 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 番号法別表第2の16の2, 17, 18, 19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 別表第二省令 第12条の2, 12条の3, 13条・13条の2	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため